

# 近衛府下級官人補任稿―番長・案主―

西山史朗

## 一、近衛府下級官人補任について

近衛府下級官人補任稿は、近衛府が成立した天平神護元年（七六五）から一三世紀半ばにおける近衛府下級官人（将監・将曹・医師・府生・番長・案主・府掌・近衛）のうち<sup>①</sup>、確認できうる補任状況を調査・整理し<sup>②</sup>、順次公開するものである<sup>③</sup>。本稿では番長（採録期間〔以下同〕・昌泰元年〔八九八〕～宝治二年〔一二四八〕）、案主（長徳四年〔九九八〕～治安三年〔一〇二三〕）を掲載する。番長及び案主の補任稿は本稿をもって完了とする<sup>④</sup>。

## 二、凡例

①本補任稿は左右近衛府のうち（表①）、将監・将曹・医師・府生・番長・案主・府掌・近衛の下級官人の補任状況

近衛府下級官人補任稿―番長・案主―

を官職ごとの項目に記したものである。そのうち本稿は、昌泰元年（八九八）から宝治二年（一二四八）までの番長、長徳四年（九九八）から治安三年（一〇二三）における案主を掲載する。

②左右近衛府いずれかに所属しているかが不詳の場合は、「左右不詳」の項目に記した。

③人物の表記について、位階が明らかである場合は「」内に記載し、位階が不明の場合は「」と記載した。加階の記述がある場合は加階後の位階を記載、備考にその内容を記載した。府生以下には、本来相当位階の規定は設けられていないが同様に記載した。

④在職である、或いはそう思われる場合は「在」、新たに任じられた場合は「任」、すでに死去していることが明らかである場合は「故」を備考欄内の先頭に記載した。

⑤兼官、兼職がある場合は備考に記載した。その他必要と思われる事項を備考欄に記載した。

⑥出典の記載は〔史料名〕年月日〕で示し、閏月は○枠で示した。基本的にその年の初見月日を記載したが、初見月日以降より詳細な所属、経歴などの記述が確認できる場合はその月日を記載した。

⑦それぞれの出典は（ ）内に記載し、また一部の史料名については次の通り略記した。古記録の名称について、大日本古記録、増補史料大成、史料纂集等にも収録されているものに関しては、それぞれの名称に従って記載した。『群書類従』や『歴代残闕日記』、そのほか史料紹介等に収録、掲載されている古記録の名称については、同一人物の日記でも、広く周知されている名称とは別の名称で記載されることがある。その場合は記主の名前を冠する名称に統一した。また、前述の大日本古記録、増補史料大成、史料纂集、その他刊本の書誌情報の記載は省略したが、史料紹介等を含む場合は、その書誌情報を適宜注に記した。

略記一覧・『古今著聞集』（著聞）、『競馬秘記』（競秘）、<sup>5)</sup>『平安遺文』（平遣）、『大間成文抄』（大間）、『賭弓部類記』（賭部）、『洞院家部類』（洞院）、『仙洞御移徒部類記』（移徒）、『御産部類記』（産部）、『朝野群載』（朝

野）、『宮寺縁事抄』（宮寺）、『本朝世紀』（世紀）、『日本紀略』（紀略）、『扶桑略記』（略記）、『百鍊抄』（百鍊）、『村上天皇御記』（村上）、『御堂関白記』（御堂）、『小右記』（小右）、『左経記』（左経）、『春記』逸文（春逸）、<sup>6)</sup>『定家朝臣記』（定家）、『水左記』（水左）、『江記逸文集成』（江逸）、<sup>7)</sup>『後二条師通記』（師通）、『為房卿記』（為房）、<sup>8)</sup>『時範記』（時範）、『中右記』（中右）、<sup>9)</sup>『栄昌記』（栄昌）、<sup>10)</sup>『師元朝臣記』（師元）、<sup>11)</sup>『实行公記』（实行）、<sup>12)</sup>『長秋記』（長秋）、<sup>13)</sup>『時信公記』（時信）、『忠通公記』（忠通）、<sup>14)</sup>『天承年中記』（天承）、<sup>15)</sup>『朝隆公記』（朝隆）、<sup>16)</sup>『平知信朝臣記』（知信）、<sup>17)</sup>『山槐記』（山槐）、<sup>18)</sup>『兵範記』（兵範）、<sup>19)</sup>『公通卿記』（公通）、<sup>20)</sup>『愚昧記』（愚昧）、<sup>21)</sup>『顕広王記』（顕広）、<sup>22)</sup>『後白河院御落飾記』（落飾）、<sup>23)</sup>『文治元年後白河院賀茂御幸記』（文治）、<sup>24)</sup>『明月記』（明月）、<sup>25)</sup>『三長記』（三長）、<sup>26)</sup>『猪隈関白記』（猪隈）、<sup>27)</sup>『資頼卿記』（資頼）、<sup>28)</sup>『民経記』（民経）、<sup>29)</sup>『葉黄記』（葉黄）、<sup>30)</sup>『荒涼記』（荒涼）、<sup>31)</sup>『経俊卿記』（経俊）、<sup>32)</sup>『為経卿記』（為経）、<sup>33)</sup>『公光卿記』（公光）、<sup>34)</sup>『宇治御幸記』（宇治）、<sup>35)</sup>『吾妻鏡』（吾妻）

⑧本補任稿作成にあたり、笹山晴生「左右近衛府官人・舎人補任表―下級官人・舎人その（一）―」（『東京大学教養学

部人文学科紀要』六一、一九七五)、「左右近衛府官人・舍人補任表―下級官人・舍人その(二)―」(『東京大学教養学部人文学科紀要』六六、一九七八)も参照した。

- ⑨人物比定について、史料上では、姓或いは名が同名同音の場合、人物の混同が考えられる事例がある。そのような事例や姓名いずれかの記載が無い場合、例えば刊本では編纂者によって人物ならびに姓名の同定・推定がなされているが、疑問無しとしない部分もある。よって本補任稿では『群書系図部集』<sup>(14)</sup>、「樂家系図」<sup>(15)</sup>及び京都大学附属図書館所蔵『下野氏系図』・『秦氏系図』所収の諸氏系図、『平安人名辞典―長保二年―』及び『平安人名辞典―康平三年―』<sup>(16)</sup>、『平安時代史事典』<sup>(17)</sup>等も参照して姓名の推定を行い、備考欄にその旨を記載した。

⑩史料上、「○○子」、「○○男」と表記され、人物比定が困難なもの、人物欄中に「○○子」と統一して表記した。

⑪人物によっては数年以上にわたり近衛府官職に在職していることが確認できるが、その間一部の年において人名の記載は有るものの官職が確認できない例が散見される。この事例においては、前後の時期における在職状況から官職の推定は可能である。しかし一二世紀後期には、同一の近衛府下級官人が降格、昇進を繰り返す事例も一部見受けられ

るようになるため、本補任稿ではあえて掲載していない。また、近衛府下級官人であることは判明するものの、職が不明な場合も同様に掲載していない。

#### 註

- (1) 本補任稿では、将監以下の近衛府官人を近衛府の下級官人と区分している。この区分は笹山晴生氏による、近衛府大將・中將・少將を上級官人、近衛府将監以下を下級官人とする理解に従ったものである。詳しくは笹山晴生「平安前期の左右近衛府に関する研究」(坂本太郎博士還暦記念会編『日本古代史論集』下所収、吉川弘文館、一九六二)、同「左右近衛府上級官人の構成とその推移」(土田直鎮先生還暦記念会編『奈良平安時代史論集』下所収、吉川弘文館、一九八四)以上「日本古代衛府制度の研究」(東京大学出版会、一九八五)再収)を参照。

- (2) 近衛府官人の補任状況をまとめたものに、笹山晴生「左右近衛府官人・舍人補任表―下級官人・舍人その(二)―」(『東京大学経学部人文科学紀要』六十一、一九七五)、同「左右近衛府官人・舍人補任表―下級官人・舍人その(二)―」(『東京大学経学部人文科学紀要』六十六、一九七八)、市川久編『近衛府補任 第二』(統群書類従完成会、一九九二)、同『近衛府補任 第二』(統群書類従完成会、一九九三)がある。本補任稿はこれらの補任類を参考として、その欠を補うかたちで作成している。

- (3) 拙稿「近衛府下級官人補任稿(1)」(『佛教大学大学院紀

- 要—文学研究科篇」四六、二〇一八、「近衛府下級官人補任稿—府生—(1)」（『鷹陵史学』四四、二〇一八）、「近衛府下級官人補任稿—(2) —将監—」（『佛教大学大学院紀要—文学研究科篇—』四七、二〇一九）、「近衛府下級官人補任稿—府生—(2)」（『鷹陵史学』四五、二〇一九）、「近衛府下級官人補任稿—(3) —将監—」（『佛教大学大学院紀要—文学研究科篇—』四八、二〇二〇）、「近衛府下級官人補任稿—府生—(3)」（『鷹陵史学』四六、二〇二〇）、「近衛府下級官人補任稿—将監—(4) ・将曹—(1) ・医師・府掌—」（『佛教大学大学院紀要—文学研究科篇—』四九、二〇二二）。「近衛府下級官人補任稿の作成意図ならびに近衛府や近衛府下級官人に関する先行研究は、上記拙稿において言及しているためそちらを参照されたい。
- (4) 近衛府下級官人の補任状況は十三世紀末期まで調査、整理をしているが、この期間の案主の在職が判明するのは、管見の限り本稿の内容の通りである。
- (5) 土橋誠「翻刻「競馬秘記」(上)(下)」（『京都文化博物館研究紀要朱雀』十六・十七、二〇〇四・二〇〇五）
- (6) 小倉慈司・小川宏和「春記 逸文拾遺(稿)」（『国立歴史民俗博物館研究報告』二〇九、二〇一八）
- (7) 木本好信編『江記逸文集成』(国書刊行会、一九八五)。
- (8) 木本好信・中丸貴史・樋口健太郎編『時範記逸文集成』(岩田書院、二〇一八)。
- (9) 木本好信「朝隆卿記 逸文集成稿」一・二・三(『龍谷史壇』一四二・一四四・一五〇、二〇一六・二〇一八・二〇二〇)。
- (10) 高橋昌明・樋口健太郎「国立歴史民俗博物館所蔵『顕広王記』」応保三年・長寛三年・仁安二年卷(『国立歴史民俗博物館研究報告』一三九、二〇〇八)、同「国立歴史民俗博物館所蔵『顕広王記』」承安四年・安元二年・安元三年・治承二年卷(『国立歴史民俗博物館研究報告』一五三、二〇〇九)。
- (11) 米田雄介・詫間直樹「伏見宮本『後白河院御落飾記』について」(『古代学協会編『後白河院—動乱期の天皇』、吉川弘文館、一九九三)。
- (12) 藤原重雄「菊亭家本の賀茂(鴨)御幸記二種—洞院家文庫の遺品—」(田島公編『禁裏・公家文庫研究 第一輯』、思文閣出版、二〇〇三)。
- (13) 高橋典幸「『明月記』建仁元年五月記断簡紹介」(『明月記研究』四、一九九九)。
- (14) 「群書系図部集」一〇七(統群諸類徒完成会、一九七三)。
- (15) 「楽家系図」(『伏見宮旧蔵楽書集成 三』所収、宮内庁書陵部、一九九八)。
- (16) 横野廣造「平安人名辞典—長保二年—」(高科書店、一九九三)、同「平安人名辞典—康平三年—」上・下(和泉書院、二〇〇七・二〇〇八)。
- (17) 『平安時代史事典』(角川書店、一九九四)。

表①		9～12cにおける左右近衛府官制表						
区分	官職	総称	相当位階	左右合計 員数	隨身・ 權隨身	樂人・ 舞人	年預	斤頭
上級職	大将	—	正・從二位(從三位)	2(2)				
	中將	—	正三位～從四位(從四位下)	2～6(2)				
	少將	—	從四位下～從五位(正五位下)	4～8(4)				
	將監	—	從五位～正六位(從六位上)	8～(8)	(○)	○	○	—
	將曹	—	從五位～從七位(從七位下)	16～(8)	○	○	—	○
下級職	醫師	—	從五位～正六位(正八位)	1～(2)	—	—	—	—
	生師	—	正六位上～從七位	20～(12)	○	○	○	○
	番長	—	—	13～(12)	○	—	—	—
	桑主	—	—	4～	—	—	—	—
近衛	府掌	—	—	5～	○			
	近衛	—	從八位～大初位・无位	27～(400)	○			
	駕樂丁	—	—	—				
	使部 直丁	—	—	(20) (4)				

・左表は近衛府補任、公卿補任、各古記録、笹山勝生氏『日本古代近衛府制度の研究』(東京大学出版会、1985)、古藤真平『中衛府・近衛府官員制度の研究』(角田文衛先生追善記念会編『古代世界の諸相』、晃洋書房、1983)所収を参照して作成した。

・区分の項については、笹山氏(上掲)の近衛府内における官階格差に関する理解に依って区分している。

・位階および左右合計員数項について、それぞれの位階は史料より確認できる位階の範囲を記載し、また左右合計員数については史料から確認できる最低限の人数を記載した。

・( )内は、古藤氏(上掲)が復元された弘仁格式御時の左右近衛府の官員制を参照した。

・なお、9c以前の近衛府官職のうち、案主は長徳元年(908)に、府掌は元慶5年(881)にみえるのみ史料上の初見である。

・総称の項は、各古記録において近衛府の各職がそれぞれどのように総称されていたかを記載した。詳しくは吉川真司編『京都大学文学部博物館の古文書』第4輯『勅修寺家本職掌部類(歴史閣出版、1989)』、佐々木忠介『内右記にみる摂関期近衛府の政務運営』(同『日本古代の官司と政務』、吉川弘文館、2018(初出1993))を参照。

・隨身、樂人・舞人・年預・序頭等の項については、近衛府官人が兼帯する職務の有無について示した。

左右近衛府番長		備考・出典		左右不詳		備考・出典	
和暦(西暦)	左近衛番長	右近衛番長	備考・出典	左右不詳	備考・出典	左右不詳	備考・出典
昌泰元年(898)	大原高平〔正六位上〕	山邊友雄〔—〕	在：〔略記〕昌泰1・10・21)				
延長7年(929)	在：地券売買保証刀禰。〔平・連1232〕						
承平元年(931)				播磨陳平〔—〕	在：一部。〔九階〕承平・11・12)		
承平6年(936)				紀定階〔—〕	在：隨身。〔九階〕承平6・12・16)		
承平7年(937)	尾張安厩〔—〕			中野当連〔—〕	任：膳料において失的中により、府掌より権番長に任ず。〔九階〕承平7・1・19)		
天曆元年(947)	豊原善方〔—〕						
康保2年(965)				播磨眞理〔—〕	在：次右馬頭高野張平の頭により御膳所。〔付上〕康保2・7・21)		
寛和元年(985)	粟田カ百行〔—〕		在：〔付上〕寛和1・1・18)				

永祿元年(989)	秦氏則(一)	在：武則か、摂政隨身。府生に任ず。(『小右』永祿1・2・16)				長忠致(一)	在：大將隨身。近衛より物箇(番長)に任ず。近衛より番長に任じること「未有此例云々」。(『小右』永祿1・7・4)
正暦4年(993)						六人部近平(一)	在：同日、任府生か。(『權記』正暦4・9・20)
						民利延(一)	在：「民利延」の誤りか。『秦氏系圖』には「民利延」の記載あり。(『小右』正暦4・5・12)
長保2年(1000)	(姓不詳)季文 (一)	在：『權記』長保2・3・29)				御善助安(一)	在：『權記』長保2・7・28)
	(姓不詳)武光 (一)	在：(同上)				身人部仲延(一)	在：右近か。(『權記』長保6・2・5)/「六人部仲信」。府生に任ず。(『御堂』寛弘1・2・5)
寛弘元年(1004)						身人部保友(一)	在：右近か。(『權記』長保6・2・5)/「六人部仲信」。府生に任ず。(『御堂』寛弘1・2・5)
寛弘2年(1005)			多为重(一)	在：(『小右』寛弘2・1・11)		下毛野公頼(一)	在：右近か。(『小右』寛弘2・1・18)
			身人部保友(一)	在：藤原茂長隨身。同日殺害される。(『御堂』寛弘2・2・17)		中臣兼光(一)	在：藤原公季隨身。(『小右』寛弘5・11・1)
寛弘5年(1008)						下毛野公頼(一)	在：右近か。藤原実資隨身。(同上)
寛弘6年(1009)						下毛野公頼(一)	在：藤原実資隨身。(御座)
寛弘8年(1011)	柴田為弘(一)	在：大將隨身。(『權記』寛弘8・3・10)	下毛野公頼(一)	在：大將隨身。(『權記』寛弘8・3・10)			
			多为重(一)	在：(『權記』寛弘8・4・15)		海守富(一)	在：(『小右』長和2・1・16)
長和2年(1013)	尾張時頼(一)	在：(『小右』長和2・9・16)	字自可吉忠(一)	在：(『小右』長和2・2・29)		多重孝(一)	在：藤原実資隨身。(『小右』長和2・1・25)隨身を止む。(『小右』同2・8・27)
			多为重(一)	在：この年死去。もと物箇、隨身。為重の養子。下毛野公時を府生に補す。(『御座』、『小右』長和2・7・22)		下毛野文義(一)	在：府生申文を進む。(『小右』長和2・1・28)
			下毛野公時(一)	任：藤原眞の任府生に伴い番長に任ず。(『小右』長和2・8・16、同2・8・28)「右近衛」。(『小右』同2・9・13)。		(姓不詳)和忠 (一)	在：(『小右』長和2・3・18)



	(姓不詳) 保方 〔一〕	在：〔左経〕寛仁・11・23) / (小右) 紀保方(右近)侍生。	下毛野光武〔一〕	任：藤原道長隨身。府掌より番長に任ず。(小右)寛仁・12・10)	安倍守助〔一〕	在：香督使・播磨国相使。海に遭難して死去。(小右)寛仁・12・10)
寛仁2年(1018)	秦武方〔一〕	在：藤原教通隨身。藤射の成績により南海通相撲使に任ず。(小右)寛仁・4・24、〔左経〕寛仁・6・27)	下毛野光武〔一〕	任：藤原道長隨身。藤原広業に無礼を致すにより僧に召す。(脚堂)寛仁・2・26) / 藤原道長隨身。(小右)同2・4・21)	海守富〔一〕	在：相撲使。(小右)寛仁・4・24)
	秦近利〔一〕	在：(小右)寛仁・5・4)	身入部保重〔一〕	在：藤原実家隨身。(小右)寛仁・5・4)		
寛仁3年(1019)	秦武方〔一〕	在：藤原教通隨身。(小右)寛仁・3・1・19)	宇自可吉忠〔一〕	在：(小右)寛仁・3・1・10)	下毛野光武〔一〕	在：(小右)寛仁・3・1・19) / 近衛]・山陽道相撲使。(小右)同3・7・21)
			下毛野光武〔一〕	在：藤原道長隨身。(小右)寛仁・4・3)	伴弘兼〔一〕	在：(小右)寛仁・3・1・19)
			荒木武晴〔一〕	任：藤原実家隨身。府掌より番長に任ず。(小右)寛仁・3・8・28) / この時1度隨身を停止するか。〔番長7年]。(小右)万寿4・4・19)	民利延〔一〕	在：(小右)寛仁・3・1・30) / 一座番長(小右)同3・11・10) / 氏利延の誤りか。〔秦氏系図]には「氏利延」の記載あり。
			身入部保重〔一〕	在：藤原実家隨身。(小右)寛仁・3・1・14) / 数年鑓舞一手を遊ぶにより、府生に任ず。(小右)同3・2・15)	(姓不詳) 和信 〔一〕	在：山陰道相撲使。(小右)寛仁・3・7・19)
					高扶武〔一〕	任：藤原実家隨身。右近か。府掌より番長に任ず。(小右)寛仁・3・11・3)
					日下部有延〔一〕	在：任・任・年坐不仕たるにより藤原道綱隨身・番長を解知されてのち還補す。右近か。(小右)寛仁・3・11・27、同3・12・21)
寛仁4年(1020)			日下部為行〔一〕	在：香督使。(小右)寛仁・10・4)	高扶武〔一〕	在：藤原実家隨身。(小右)寛仁・4・9・11) / 治安2・4・17、府生。
治安元年(1021)			宇自可吉忠〔一〕	在：府生に任ず。(小右)治安1・10・8)	長谷部兼行〔一〕	在：府生に任ず。右近か。(小右)治安1・10・8)
				任：藤原教通隨身。〔行幸]以前に府掌に補し、幾程も経ずに府掌より番長に任ず。(小右)治安1・10・29)	日下部清武〔一〕	在：府生に任ず。右近か。(同上)
治安2年(1022)			播磨貞安〔一〕		海守富〔一〕	在：備吉に、格勳者により土佐相撲使。(小右)治安2・4・26)
治安3年(1023)	秦近利〔一〕	在：藤原教通隨身。(小右)治安3・4・16)	下毛野光武〔一〕	在：藤原道長の隨身の如しとあり。(小右)治安3・4・16)	玉手信頼〔一〕	任：右近か。秦日宿院(舎造立の坊)により秦主代より番長に任ず。(小右)治安3・12・5)
	(姓不詳) 近則 〔一〕	在：(小右)治安3・4・17)	播磨貞安〔一〕	在：山陽道相撲使。(小右)治安3・7・17)	内藏か千武〔一〕	在：か：前番長」とあり。(小右)治安3・12・28)



長元2年(1029)			播磨貞安〔一〕	在：藤原頼通隨身。養録する。(小右)長元2・9・26)	身入部保武〔一〕	在：六人部保武と同一か。山陰道相摸使。(小右)長元2・7・22)
長元3年(1030)	兼武方〔一〕	在：(小右)長元3・4・12)			多致實〔一〕	在：多致方子。舞師。右近か。府生に任ず。(小右)長元3・10・1)
長元4年(1031)			播磨貞安〔一〕	在：藤原頼通隨身。(小右)長元4・3・25)		
長元5年(1032)	兼武方〔一〕	在：〔左近上長元5・4・21〕/藤原頼通隨身。(小右)同5・6・22)	播磨貞安〔一〕	在：藤原頼通隨身。(小右)長元5・6・22)		
			惟宗為武〔一〕	任：〔藤原為教者〕、また藏人頭兼右近衛中將藤原景隆の甥みにより番長に任ず。(小右)長元5・12・3)		
			多節實〔一〕	在：〔時助〕につくる。(春逸)		
長暦2年(1038)	兼力武行〔一〕	在：(春逸)	多節實〔一〕	在：〔時助〕につくる。多致方子。(春記)永承3・⑩・14)/長元1・9・28、右近府生。	〔姓不詳〕武助〔一〕	在：左近か。(春記)長暦3・12・14)
長暦3年(1039)						
長久元年(1040)	津守本重〔一〕	在：(春記)長久1・9・28)				
永承3年(1048)	〔姓不詳〕武兼〔一〕	在：藤原頼通隨身。大中臣〔兼武〕の誤りか。(春記)永承3・4・12)	下毛野行武〔一〕	在：藤原頼通隨身。御鷹飼。(春記)永承3・1・1)		
永承7年(1052)	中臣兼武〔一〕	在：〔大中臣〕につくる。藤原頼通隨身。(春記)永承7・4・22)				
	下毛野公成〔一〕	在：藤原教通隨身。(春記)永承7・4・22)				
康平4年(1061)			下毛野公久〔一〕	在：〔定家〕康平4・4・11)	養近重〔一〕	在：〔定家〕康平4・4・11)
					下毛野光重〔一〕	在：(同上)
康平5年(1062)			下毛野公久〔一〕	在：御鷹飼。(定家)康平5・1・20)	下毛野光重〔一〕	在：〔定家〕康平5・1・13)
承暦3年(1079)					養近重〔一〕	在：〔定家〕康平5・4・22)
					兼武〔一〕	在：〔為房〕承暦3・4・11)
					播磨信貞〔一〕	在：(同上)
					兼公利〔一〕	在：(同上)
					下毛野勲武〔一〕	在：(同上)
					下毛野重成〔一〕	在：〔敦重也〕とあり。(同上)
承暦4年(1080)	兼公利〔一〕	在：〔水左〕承暦4・10・21、23)	下毛野武忠〔一〕	在：〔水左〕承暦4・10・21、同4・11・7)/右近番長のとき鷹飼を務める。〔還重代者也〕。(水左)補遺)	下毛野重成〔一〕	在：〔水左〕承暦4・8・22)
					〔姓不詳〕延貞〔一〕	在：播磨信貞か。(水左)承暦4・10・17、11・7)

永保2年(1082)						下毛野武忠(一)	在：藤原師実隨身。(「为別水保」 4・24)
						播磨信貞(一)	在：「延貞」につくる。藤原師通隨 身。(同上)
						下毛野敦重(一)	在：源朝野隨身。(同上)
						兼武元(一)	在：[府者]。(同上)
永保3年(1083)						播磨信貞(一)	在：[「師通」永保3・1・28]/藤原師 通隨身。府生に任ず。(「師通」同3・ 2・7)
						下毛野敦時(一)	任：近衛上り番長に任ず。左近か。 [「師通」永保3・9・28]
						下毛野武忠(一)	在：府生に任じられた播磨信貞の代 わりか。詳細不詳。(「師通」永保3・ 2・7)
						狛光忠(一)	在か：左近か。府生に任ず。(「師 通」応徳1・2・13)
応徳元年(1084)	兼公利(一)	在か：左近番長か。府生に任ず。 (「師通」応徳1・2・13)				下毛野武忠(一)	在：相摸長。藤原師実隨身。物節 か。(「師通」応徳1・7・28・29)
						中臣近時(一)	在：藤原師実隨身。(「为房」寛治1・ 4・15)
						下毛野武忠(一)	在：藤原師実隨身。(同上)
						中臣近時(一)	在：[「中右」寛治2・9・17]/白河上 皇隨身。(「中右」同2・11・11)
寛治元年(1087)						下毛野武忠(一)	在：[「師通」寛治2・1・29、[「中右 同」2・9・17]/藤原師通隨身か。(「中 右」同2・11・11)
						中臣近時(一)	在：[「師通」寛治4・4・12]/藤原師 通隨身に任ず。(「中右」寛治4・4・ 13)
						下毛野敦時(一)	
						下毛野敦久(一)	
寛治2年(1088)						下毛野敦久(一)	
						中臣近時(一)	
						下毛野武忠(一)	
						中臣近時(一)	
寛治3年(1089)	中臣近時(一)	在：兼野御鷹御厨により任鷹御を申 請する。(「朝野」第八 別奏)				下毛野敦時(一)	
						下毛野敦久(一)	
						中臣近時(一)	
						兼公種(一)	
寛治4年(1090)						下毛野敦時(一)	
						下毛野敦久(一)	
						中臣近時(一)	
						兼公種(一)	
寛治5年(1091)						下毛野敦時(一)	
						下毛野敦久(一)	
						中臣近時(一)	
						兼公種(一)	





	養助久(一)	在：〔中右〕康和4・(5)・15)						
	下毛野敦貞(一)	在：「敦正」につくる。元藤原師実隨身。〔殿曆〕康和4・4・25)／(〔殿曆〕〔中右〕同4・(5)・15)						在：御座身。〔中右〕康和4・11・25)
	下毛野行高(一)	在：藤岡。〔中右〕〔殿曆〕康和4・1・20)／(〔殿曆〕同4・(5)・15)						
康和5年(1103)	下毛野武正(一)	在：藤原藤原忠実隨身。(〔中右〕康和5・11・5、〔殿曆〕同5・11・13)	多近方(一)	在：〔中右〕康和5・11・5)	下毛野行高(一)	在：「源監代」。〔藤原〕康和五年正月十八日)		
	兼兼信(一)	在：藤原忠実隨身。(〔殿曆〕康和5・1・3)	佐伯国重(一)	在：藤原忠実隨身。(〔殿曆〕〔中右〕康和5・11・8)	三池安久(一)	在：右近少輔。〔見地〕につくる。(諸部)康和五年正月十八日)		
	紀国住(一)	在：〔為原〕康和5・8・17)	源正則(一)	在：〔為原〕康和5・8・17)				
	下毛野武正(一)	在：藤原忠実隨身。(〔殿曆〕〔中右〕長治1・4・9)	源正則(一) 遺兼(一)	在：〔中右〕長治1・4・17)	兼近忠(一)	在：〔中右〕長治1・4・17)		
長治元年(1104)	中臣兼近(一)	任：元白河上皇隨身。藤原忠実の希望により忠実に兼近を賜う。(〔殿曆〕長治1・10・13)／左番長に任ず。(〔殿曆〕同1・10・14)	佐伯国重(一)	在：藤原忠実隨身。(〔殿曆〕長治1・3・9、〔中右〕同1・4・9)	下毛野季利(一)	在：「院院之人」。〔中右〕長治1・11・1)		
	中臣兼近(一)	在：藤原忠実隨身。相摸他に任ずるか。(〔中右〕長治2・2・20)／〔中右〕同2・4・15)	佐伯国重(一)	在：藤原忠実隨身。相摸他に任ずるか。〔中右〕長治2・2・20)／東宮主殿において女の姿を切るにより国重を脱身随従に給う。(〔殿曆〕同2・3・11)	下毛野季利(一)	在：「未利」につくる。「院院者」。〔中右〕長治2・4・17)		
長治2年(1105)	中臣兼近(一)							
嘉承元年(1106)	兼近忠(一)	在：〔采昌〕嘉承1・12・16)	石作安清(一)	在：「権近衛」どあり。(〔采昌〕嘉承1・12・16)	下毛野敦忠(一)	在：藤原家忠隨身。(同上)		
	中臣兼近(一)	在：藤原忠実隨身。(〔中右〕嘉承1・11・7、〔殿曆〕同1・11・8、〔采昌〕同1・12・16)			下毛野季利(一)	在：「院院者」。〔采昌〕嘉承1・12・16、〔中右〕同1・12・18)		
					佐伯国重(一)	在：藤原忠実隨身。(〔殿曆〕嘉承2・11・8、〔采昌〕同1・12・16)		
					下毛野敦貞(一)	在：藤原家忠隨身。(〔中右〕嘉承1・4・24)		
					下毛野敦清(一)	在：〔内府〕番長上内府は源雅実。(〔中右〕嘉承1・4・24)		
嘉承2年(1107)	中臣兼近(一)	在：藤原忠実隨身。(〔采昌〕嘉承2・4・14、〔殿曆〕〔中右〕同2・4・16)／雑色長。藤原忠実元服以前に雑色長に任ず。(〔殿曆〕〔中右〕同2・4・25)	佐伯国重(一)	在：藤原忠実隨身。(〔采昌〕嘉承2・4・14、〔殿曆〕〔中右〕同2・4・16)／大治1・4・14、附生。	下毛野敦貞(一)	在：藤原家忠隨身。(〔中右〕〔采昌〕嘉承2・4・16)		
			下毛野安久子(一)	在：名不詳。(〔殿曆〕嘉承2・4・16)	下毛野敦忠(一)	在：「右大将」番長(右大将藤原家忠)。(〔采昌〕嘉承2・4・17)		

天仁元年 (1108)	中臣兼近〔一〕	在：〔殿唐〕「江逸」天仁1・10・21)	佐伯国重〔一〕	在：〔膳部〕嘉承二年正月十一日)/藤原忠実隨身。(〔殿唐〕天仁1・10・21、〔中右〕同1・11・11)/〔江逸〕では大毛国重之推定する。(〔江逸〕同1・10・21)	兼近忠〔一〕	在：〔同上〕	下毛野季利〔一〕	在：〔白河上皇隨身。(〔殿唐〕嘉承2・12・28)
天仁2年 (1109)	下毛野季利〔一〕	在：白河上皇隨身。(〔殿唐〕天仁2・8・2・9・6)	佐伯国重〔一〕	在：藤原忠実隨身。(〔殿唐〕天仁2・9・6)	下毛野季利〔一〕	在：〔末利〕につくる。〔院後者〕。〔中右〕天仁1・11・3)	下毛野敦貞〔一〕	在：藤原忠実隨身。(〔殿唐〕天仁2・9・26)
天仁2年 (1110)	中臣兼近〔一〕	在：藤原忠実隨身。(〔殿唐〕天仁2・9・6)	下毛野武正〔一〕	在：〔同上〕	中臣兼重〔一〕	在：藤原忠実隨身に任ず。(〔殿唐〕天永1・4・17)	中臣兼信〔一〕	在：〔膳部〕天仁三年三月十九日)/藤原忠実隨身に任ず。(〔殿唐〕天永1・4・17)
天仁2年 (1111)	三池安久〔一〕	在：〔膳部〕天仁三年三月十九日)	兼兼信〔一〕	在：〔同上〕	佐伯国重〔一〕	在：〔膳部〕天仁三年三月十九日)/藤原忠実隨身に任ず。(〔殿唐〕天永1・4・17)	下毛野季利〔一〕	在：白河上皇隨身。(〔殿唐〕天永1・1・1)
天永2年 (1112)	佐伯国重〔一〕	在：藤原忠実隨身。(〔殿唐〕「中右」天永2・4・17)/相模(佐)。(〔殿唐〕同2・8・3)/〔長秋〕同2・8・21)	下毛野武正〔一〕	在：藤原忠実隨身。(〔中右〕天永2・4・21)/隨身(手動)任を仰せらるも辞身。(〔長秋〕天永2・3・11)	下毛野敦貞〔一〕	在：〔敦定〕につくる。(〔長秋〕天永2・8・21)	下毛野敦忠〔一〕	在：〔長秋〕天永2・3・15)
天永3年 (1112)			下毛野季利〔一〕	在：〔中右〕天永2・4・17)/藤原忠実隨身。(〔長秋〕同2・4・18)	下毛野敦信〔一〕	在：〔長秋〕天永2・8・17)	下毛野敦清〔一〕	在：〔厚清〕につくる。(〔中右〕天永2・12・17)
					兼行重〔一〕	在：〔同上〕	中臣兼近〔一〕	在：藤原忠実隨身。(〔殿唐〕天仁2・4・23)
					下毛野季利〔一〕	在：〔季俊〕につくる。(〔中右〕天永3・4・22)		

						下毛野武正(一)	在：(同上)
						兼正行(一)	在：府在中臣近時と鬪乱する。(中右]元永3・4・22)/源雅美隨身。(院曆]同3・6・2)
						(姓不詳)敦興(一)	在：(「中右]元永3・4・23)
永久元年(1113)	佐伯国重(一)	在：藤原忠実隨身。(長秋]永久1・2・1)				下毛野季利(一)	在：白河上皇隨身。(長秋]永久1・1・4・23)
永久2年(1114)	下毛野季利(一)	在：「末利]につくる。(「中右]元久2・4・16)/白河上皇から藤原忠の隨身となる。「新左番長」。[院曆]同2・6・8)/藤原忠実隨身。院宣により府生に任ず。(院曆]「中右]同2・7・3)	兼弘(一)	任：兼弘入其身。元藤原師通隨身。馬上手により藤原忠実隨身に任ず。近衛より右近番長に任ず。(院曆]「中右]元久2・7・4)			
	佐伯国重(一)	在：下毛野季利、藤原忠実の隨身となるにより、佐伯国重、右番長に兼任する。藤原忠実隨身。(院曆]元久2・6・8)/下毛野季利、府生に任ずるにより左番長へ兼任する。(院曆]同2・7・4)					
永久3年(1115)						兼弘(一)	在：入長。「兼弘]につくる。(院曆]永久3・3・24)
						佐伯国重(一)	在：藤原忠実隨身。(院曆]永久3・9・21)
永久4年(1116)			兼弘(一)	在：藤原忠実隨身。(院曆]永久4・1・23)		佐伯国重(一)	在：藤原忠実隨身。(院曆]永久4・4・23)
永久5年(1117)	下毛野武正(一)	在：藤原忠実隨身。(院曆]永久5・11・11)			兼弘(一)	在：入長。(院曆]永久5・3・12)	
元永元年(1118)					下毛野敦忠(一)	在：「院候者]。(「中右]元永1・4・22)	
					下毛野武正(一)	在：(「中右]元永2・4・20)	
元永2年(1119)	兼弘(一)	在：右番長より左番長に転任する。(「中右]元永2・2・9)/入長。(「長秋]同2・11・19)	下毛野敦方(一)	在：下毛野敦忠兄弟。白河上皇隨身。(院曆]元永2・4・23)	下毛野敦助(一)	在：院候者]。(「長秋]元永2・10・21)	
			下毛野敦忠(一)	在：「院候者]。(「中右]元永2・4・21)/下毛野敦方兄弟。白河上皇隨身。(院曆]同2・4・23)	下毛野敦行(一)	在：「院候者]。(「中右]元永2・4・21)	
			下毛野敦弘(一)	在：藤原忠実隨身。「敦弘]につくる。(院通]元永2・3・11)	下毛野敦貞(一)	在：(「中右]元永2・4・21)	

保安元年(1120)						兼業弘(一) 在：藤原忠通隨身。〔中右〕保安4・14)
						下毛野敦貞(一) 在：藤原家忠隨身。(同上)
						(姓不詳)兼経(一) 在：中臣か、藤原忠実隨身。(中右)保安1・4・15)
						下毛野助忠(一) 在：〔膳部〕保安元年三月廿日)
保安2年(1121)						下毛野助忠(一) 在：〔忠實〕につくる。〔中右〕保安1・3・30)〔膳部〕保安元年三月卅日)
	中臣兼経(一)	在：〔兼常〕につくる。〔膳部〕保安二年三月廿二日)				下毛野助忠(一) 在：〔膳部〕保安二年三月廿二日)
						下毛野助忠(一) 在：〔同上〕
						兼業行(一) 在：〔同上〕
保安4年(1123)						兼業則(一) 在：〔同上〕
	兼業行(一)	在：〔朝隆〕保安4・2・16)〔忠通〕同4・2・19)				下毛野敦弘(一) 在：〔朝隆〕保安4・2・16)
	兼業弘(一)	在：藤原忠通隨身か。〔忠通〕保安4・1・1、2・19)				下毛野季忠(一) 在：鳥羽上皇隨身。〔師元〕保安4・2・19)
	下毛野敦方(一)	在：鳥羽上皇隨身。〔師元〕保安4・2・19)				
天治元年(1124)						
	下毛野敦忠(一)	在：〔左番長〕、〔權董〕。〔榮昌〕天治1・4・14)鳥羽上皇隨身か。〔榮昌〕天治1・4・14)				中臣重近(一) 在：〔内府〕隨身か。〔榮昌〕天治1・4・14)〔兼近〕重近上。中臣兼近子か。〔榮昌〕天治1・4・17)
	下毛野敦弘(一)	在：鳥羽上皇隨身か。〔実行〕天治1・10・21)				中臣兼近(一) 在：鳥羽上皇隨身か。〔榮昌〕天治1・4・14)
	中臣兼経(一)	在：〔兼常〕につくる。〔膳部〕保安五年正月廿九日)				
大治4年(1129)						
	兼業行(一)	在：〔膳部〕保安五年正月廿九日)				
	(姓不詳)敦方(一)	在：鳥羽上皇隨身。〔長秋〕大治4・4・19)				(姓不詳)兼風(一) 在：〔内府〕番長上。右近か。〔長秋〕大治4・4・25)
						下毛野季忠(一) 在：〔院〕番長上。〔長秋〕大治4・4・25)鳥羽上皇隨身。〔中右〕同4・12・8)
						兼業文(一) 在：〔長秋〕大治4・12・8)

大治5年(1130)	下毛野教方(一)	在：鳥羽上皇隨身。「敦賢」につく。〔中右』「長秋」大治5・11・8) / 兒教忠当の養として、右近衛府祇任、右近衛生に任ず。〔長秋』同5・12・30)	(姓不詳)兼風(一)	在：〔長秋』大治5・4・14)	(姓不詳)武公(一)	在：〔殿下番長』とあり。〔中右』大治5・4・14)
			兼公正(一)	任：兄近種雅により右近番長に任ず。〔長秋』大治5・12・30)	下毛野教安(一)	在：〔殿下番長』(同上)
天承元年(1131)	(姓不詳)武弘(一)	在：〔関白左番長』。〔長秋』天承1・4・19)	兼公正(一)	在：〔院番長』。〔長秋』天承1・4・16)	下毛野季忠(一)	在：鳥羽上皇隨身。〔中右』大治5・11・11)
	下毛野教則(一)	在：〔厚則』につくる。「厚和」三男也。もと鳥羽上皇隨身。藤原忠実隨身。〔時信』・「天承』同1・12・25)	下毛野武季(一)	任：もと関白藤原忠通隨身近衛の一盛、この日、番長に任じ、藤原忠実隨身とす。藤原忠実隨身。〔時信』・「天承』天承1・12・25)	下毛野教安(一)	在：〔厚安』につくる。「院番長』。〔時信』天承1・11・1)
	兼公弘(一)	在：〔関白藤原忠通の仰せにより、この日左近番長により右近衛生に任ず。藤原忠実隨身。〔天承』天承1・12・25)				
	下毛野季忠(一)	在：〔院番長』。〔長秋』保延1・4・18) / (〔朝隆』同1・11・29)	兼公正(一)	在：鳥羽上皇隨身。〔長秋』保延1・4・18) / (〔朝隆』同1・11・29)	海正友(一)	在：〔長秋』「知信』保延1・2・8)
保延2年(1136)					兼正清(一)	在：(同上)
					下毛野教利(一)	在：〔長秋』保延1・2・8)
					下毛野教能(一)	在：〔大將番長』。下毛野教吉とは別人か。〔長秋』保延1・4・18)
					下毛野教則(一)	在：〔厚則』につくる。藤原忠実隨身。(〔知信』保延1・2・17)
					下毛野武道(一)	在：藤原朝長隨身。(〔台記』保延2・10・11) / 下毛野教則、隨身を勘当されるにより、教忠、隨身となる。(〔台記』同・10・16) / 教番長。(〔台記』同・2・11・8) / 「物節』。(〔台記』同・11・15)
				下毛野教則(一)	在：藤原朝長隨身を勘当される。上臈隨身。(〔台記』保延2・10・16) 勘当を免ぜらる。(〔台記』同・11・24)	
					兼公春(一)	任：藤原朝長教忠身か。下臈隨身。近衛か。(〔台記』保延2・11・7) / 番長に任ず。(〔台記』同・2・11・25) / 上臈隨身。(〔台記』同・12・13)



	<p>重正(一)</p> <p>在：右近府生。藤原頼長隨身に任ずるか。(『世紀』仁平1・1・22)/崇徳上皇隨身。「滋島川につくる。(『台記』同1・8・10)/藤原頼長隨身。右近より左近に渡る。「滋島川に渡る。(『台記』同1・11・10)/府生奏を給う。(由あり。府生に任ずるか。(『台記』同1・11・11)</p>				
	<p>下毛野教助(一)</p> <p>在：(『台記』仁平1・11・10)</p>				
	<p>中臣兼光(一)</p> <p>在：兼元]の誤りか。(同上)</p>				
	<p>草部成国(一)</p> <p>在：(同上)</p>				
	<p>草部成安(一)</p> <p>在：(同上)</p>				
	<p>兼安国(一)</p> <p>在：名前に誤りあるか。(同上)</p>				
	<p>文室行水(一)</p> <p>在：(同上)</p>				
	<p>安倍季沢(一)</p> <p>在：(同上)</p>				
仁平2年(1152)	<p>兼盛(一)</p> <p>在：源雅定隨身か。(『公通』仁平2・3・8)/〔兵範』2・3・8)/源雅定隨身か。(『仁平御實記])</p>	<p>下毛野教頼(一)</p>	<p>在：藤原頼長隨身。(『台記』仁平2・1・26)/左近番長。(『兵範』同2・3・8)/藤原頼長隨身か。(『公通』同2・3・8、〔仁平御實記])</p>	<p>兼盛(一)</p> <p>在：藤原頼長隨身。(『台記』仁平2・1・26)/左近番長。(『兵範』同2・3・8)/藤原頼長隨身か。(『公通』同2・3・8、〔仁平御實記])</p>	<p>兼盛(一)</p> <p>在：藤原頼長隨身。(『台記』仁平2・1・26)/左近番長。(『兵範』同2・3・8)/藤原頼長隨身か。(『公通』同2・3・8、〔仁平御實記])</p>
	<p>多治成方(一)</p> <p>在：(『兵範』仁平2・3・16)</p>				<p>(姓不詳)俊行(一)</p> <p>在：(『兵範』仁平2・11・15)</p>
	<p>兼清(一)</p> <p>在：藤原頼長隨身か。(『公通』〔兵範』仁平2・3・25、〔仁平御實記])</p>				
仁平3年(1153)	<p>中臣季近(一)</p> <p>在：(『兵範』仁平3・11・26)/〔台記』〔世紀』同3・11・27)</p>	<p>兼頼(一)</p>	<p>在：兼依]につくる。(『兵範』仁平3・11・26)/崇徳上皇隨身。(『台記』同3・11・27)/〔世紀』同3・11・27)</p>	<p>兼頼(一)</p> <p>在：兼依]につくる。(『兵範』仁平3・11・26)/崇徳上皇隨身。(『台記』同3・11・27)/〔世紀』同3・11・27)</p>	<p>矢田部成方(一)</p> <p>在：(『兵範』仁平3・1・15)</p>
	<p>兼成(一)</p> <p>在：名に誤りあるか。(『世紀』同上)</p>	<p>兼清(一)</p>	<p>在：左番長。(『兵範』仁平3・4・21)/〔兵範』同3・11・26)/〔台記』〔世紀』同3・11・27)</p>	<p>兼清(一)</p> <p>在：左番長。(『兵範』仁平3・4・21)/〔兵範』同3・11・26)/〔台記』〔世紀』同3・11・27)</p>	<p>兼成(一)</p> <p>在：(『台記』仁平3・⑩・27)</p>
	<p>下毛野教助(一)</p> <p>在：(『兵範』仁平3・11・26)/〔台記』〔世紀』同3・11・27)</p>	<p>兼種(一)</p>	<p>在：(『台記』〔世紀』同上)</p>	<p>兼種(一)</p> <p>在：(『台記』〔世紀』同上)</p>	
	<p>兼近方(一)</p> <p>在：(『世紀』同上)</p>	<p>下毛野忠利(一)</p>	<p>在：(『兵範』仁平3・11・26)/左近番長。(『台記』同上)/〔世紀』同上)</p>	<p>下毛野忠利(一)</p> <p>在：(『兵範』仁平3・11・26)/左近番長。(『台記』同上)/〔世紀』同上)</p>	
	<p>下毛野教安(一)</p> <p>在：(『兵範』仁平3・11・27)/〔世紀』同上)</p>	<p>下毛野教頼(一)</p>	<p>在：(『台記』同上)</p>	<p>下毛野教頼(一)</p> <p>在：(『台記』同上)</p>	
	<p>兼兼盛(一)</p> <p>在：(『兵範』同上)/〔台記』〔世紀』同上)</p>				
	<p>兼信方(一)</p> <p>在：(『兵範』同上)/〔世紀』同上)</p>				

久寿元年(1154)	下毛野忠利〔一〕	在：〔台記〕久寿1・9・29)	中臣季近〔一〕	在：〔台記〕〔兵範〕久寿1・9・29)	兼兼盛〔一〕	在：番長より府生に任ず。隨身を停む。〔台記〕久寿1・5・26)／番長より左近府生に任ず。〔兵範〕同1・5・28)	
	下毛野教頼〔一〕	在：〔厚依〕につくる。〔兵範〕久寿1・9・26)／藤原頼長隨身、元右番長、この日左番長に遷る。〔台記〕同1・12・28)	下毛野朝方〔一〕	任：藤原頼長隨身。補任の礼行わざるにより、彼に番長に任ず。明後日、正式に任ず。〔台記〕久寿1・12・28、30)	兼行方〔一〕	任：近衛より番長に任ず。隨身。〔台記〕同上)／近衛より番長に任ず。隨身を停む。〔兵範〕同上)	
			兼兼頼〔一〕	在：〔台記〕〔兵範〕久寿1・9・29)	下毛野教助〔一〕	在：〔兵範〕久寿1・9・26)／教佐につくる。〔台記〕〔兵範〕同1・11・13)	
			兼助弘〔一〕	任：藤原頼長隨身。〔台記〕久寿1・12・28)	兼兼清〔一〕	在：〔兵範〕久寿1・8・18)	
			下毛野武頼〔一〕	任：藤原頼長隨身。〔同上〕			
	久寿2年(1155)	下毛野教助〔一〕	在：〔院傳〕〔教佐〕につくる。〔台記〕久寿2・4・18)	兼兼行〔一〕	在：上藤、藤原忠通隨身。〔兵範〕久寿2・10・29)	兼兼頼〔一〕	在：〔台記〕久寿2・5・7)
	下毛野教頼〔一〕	在：〔台記〕久寿2・4・20)	下毛野教圓〔一〕	在：上藤、藤原忠通権隨身。〔同上〕	兼兼清〔一〕	在：〔大將殿〕番長。〔兵範〕久寿2・2・1)	
	下毛野朝方〔一〕	在：〔同上〕					
	兼兼久〔一〕	在：〔同上〕					
	兼行方〔一〕	在：〔同上〕					
下毛野忠利〔一〕	在：〔兵範〕久寿2・3・23)						
下毛野諸武〔一〕	在：〔師武〕につくる。〔兵範〕久寿2・9・8)						
保元3年(1158)	下毛野諸武〔一〕	在：兼兼盛、〔師武〕につくる。〔兵範〕保元3・1・29)／右府生。藤原忠通隨身か。〔兵範〕同3・8・11)	中臣季近〔一〕	在：〔未近〕につくる。〔兵範〕保元3・4・17)／右府長。〔左番長〕。〔兵範〕同3・6・27)	兼兼行〔一〕	在：藤原基経隨身。〔山胤〕保元3・8・25)	
兼兼頼〔一〕	在：相兼長。〔兵範〕保元3・6・27)／府生か、後白河上皇隨身か。〔兵範〕同3・8・17)／番長より府生に任ず。〔山胤〕保元3・8・17)	(姓不詳)友方〔一〕	在：〔兵範〕保元3・4・20)				
兼兼安行〔一〕	在：藤原忠通隨身か。城外にあり。〔兵範〕保元3・8・11)	(姓不詳)厚生〔一〕	在：〔同上〕				
下毛野教助〔一〕	在：〔院傳〕三月廿五日)／厚助につくる。〔兵範〕保元3・4・20)／後白河上皇隨身。〔山胤〕同3・9・19)	下毛野教頼〔一〕	在：〔左近衛〕番長。〔院傳〕三月廿五日)／厚依につくる。〔兵範〕保元3・4・20)／致頼は誤りか。後白河上皇隨身。〔山胤〕同3・8・25)				





嘉応2年(1170)	下毛野敦景(一)	在：〔兵範〕嘉応2・4・10/後白河上臈隨身。「養生原景」とあり。〔兵範〕同2・4・19)				
承安2年(1172)	中臣重武(一)	在：藤原兼実隨身か。〔玉葉〕承安2・1・2/雑色長。〔玉葉〕同2・10・23)				
承安4年(1174)	中臣種友(一)	在：中臣重近孫、中臣重武弟。藤原基房隨身。佐伯国方と口論し刃傷沙汰に及び。〔玉葉〕承安4・3・29)	中臣雅友(一)	在：右相兼長。中臣季近子。「般番長」(般藤原基房か)。〔吉記〕承安4・8・2)	中臣重武(一)	在：藤原兼実隨身。〔玉葉〕承安1・11/中臣重近孫。中臣種友兄。弟種友とともに佐伯国方と口論し刃傷沙汰に及ぶ。〔玉葉〕同4・3・29)
			佐伯近文(一)	在：佐伯国方弟。「右大将番長」(左大将藤原師長)。兄国方が刃傷沙汰に及び、中臣重武・種友を誅える。〔玉葉〕承安4・3・29/〔吉記〕同4・8・6)		
安元元年(1175)			下毛野敦安(一)	在：〔玉葉〕承安4・7・27)	中臣重武(一)	在：衛府長。「余番長」(余藤原兼実)。〔玉葉〕安元1・4・27)
			下毛野武守(一)	在：上臈隨身。〔玉葉〕同4)	下毛野敦景(一)	在：上臈隨身。(同上)
安元2年(1176)	中臣重武(一)	在：筋向・備前において藤原兼実出任するも重武は所務により不参。〔玉葉〕安元2・1・1/この年の夏に死去。父は香近、祖父は重近。〔玉葉〕治承1・12・4)	下毛野敦直(一)	在：藤原兼実上臈隨身。〔玉葉〕安元2・3・5/頭により召し籠められる。〔玉葉〕同2・6・22)	兼兼平(一)	在：藤原兼実隨身。〔玉葉〕安元2・2・5)
	下毛野忠武(一)	在：藤原兼実上臈隨身。〔玉葉〕安元2・3・5/衛府長。〔玉葉〕同2・12・16)	兼兼景(一)	在：〔吉記〕〔頭広〕安元2・4・22)	下毛野賴久(一)	在：藤原師長隨身か。〔吉記〕安元2・4・27/下野賴久につくる。兼賴久と同一人物か。〔玉葉〕同2・5・9)
	下毛野武守(一)	在：〔吉記〕安元2・4・27)	中臣種友(一)	在：〔吉記〕安元2・4・27/藤原基房隨身。〔玉葉〕同3・5・9)	下毛野武安(一)	在：平重盛隨身か。〔吉記〕安元2・4・27)
	下毛野忠武(一)	在：衛府長。〔玉葉〕治承1・12・2/雑色長。〔山内親〕同1・12・17)	中臣近成(一)	在：或いは近武か。〔平通〕3705)	中臣近武(一)	任：〔本鏡院〕府生也。今敏下番長。〔玉葉〕治承1・2・3/「物節」。〔親武〕につくる。〔頭広〕同1・2・3/〔山内親〕同1・12・17)
治承元年(1177)		佐伯国方(一)	任：「重文字」。平重盛隨身。重盛任内大臣の時、番長に在り。〔香聞〕馬雲第十四・三六二)	下毛野敦直(一)	在：子輩を藤原兼実の九隨身とするために兼実に通る。〔玉葉〕治承1・12・6)	
			兼兼景(一)	在：兼兼任子。「院番長」。〔愚昧〕治承1・3・24)		

治承2年(1178)	下毛野武守〔一〕	在：〔山胤〕治承2・5・9/藤原基房隨身。〔山胤〕同2・6・19)	中臣近武〔一〕	在：〔山胤〕治承2・1・8・5・9)	下毛野敦直〔一〕	在：藤原兼実上臈隨身。〔玉葉〕治承2・10・29)
	下毛野忠武〔一〕	在：衛府長。藤原兼実隨身。〔玉葉〕治承2・1・1/藤原兼実隨身。〔玉葉〕同2・10・29)	中臣重種〔一〕	在：〔重胤〕につくる。〔重近法師子〕も藤原通隨身。〔玉葉〕治承2・1・2/藤原美定隨身か。〔顯広〕同2・1・2/〔山胤〕治承2・1・17・5・9/左大將前番長中臣重種〕今日幸小五右衛門においで奉兼澄に暴行するに及り、後日兼澄に日本島を切られる。〔日中引率軍兵、令會稽之奏、不似近衛之法、世間奇異、朝敵驚意之基と評す。〔顯広〕同2・10・21)	石作国次〔一〕	在：府者。(同上)
治承3年(1179)			中臣種友〔一〕	在：雑色長。藤原基房隨身。〔山胤〕治承2・6・19)	大中臣貞弘〔一〕	在：府者。(同上)
					菅野国久〔一〕	在：府者。(同上)
					藤井貞武〔一〕	在：府者。(同上)
	下毛野武守〔一〕	在：藤原基房隨身。〔山胤〕治承3・3・3)	中臣種友〔一〕	在：藤原基房隨身。〔山胤〕治承3・3・3/交中臣季近法師。〔山胤〕同3・10・7/雑色長。〔山胤〕同3・11・1)	秦末友〔一〕	在：左近か。〔山胤〕治承3・10・25)
			秦兼次〔一〕	在：〔山胤〕治承3・4・21)	下毛野忠武〔一〕	在：藤原兼実隨身。〔玉葉〕治承3・9・25/衛府長。〔玉葉〕同3・11・5/〔山胤〕同3・12・14)
治承4年(1180)					秦兼清子〔一〕	任：〔前関白下藤〕〔前関白藤原基房〕。〔山胤〕治承3・12・14)
					秦兼重〔一〕	任：秦兼清子。この日、本名清武を兼重に改め、藤原兼実隨身として初めて召仁申す。また番長に任ず。右近か。〔玉葉〕治承3・12・19)
	秦公久〔一〕	在：藤原美定隨身。〔山胤〕治承4・4・28)	秦兼次〔一〕	在：藤原基通隨身。〔山胤〕治承4・3・4/高倉上臈隨身。〔山胤〕同4・5・7)	秦兼茂〔一〕	在：〔兼武とあるは誤りか。藤原兼実隨身。秦兼成子。〔玉葉〕治承4・5・4)
			秦兼景〔一〕	在：〔山胤〕治承4・4・29/高倉上臈隨身を停め、本府に戻る。〔山胤〕同4・7・29)		



文治3年(1187)					在：〔玉葉〕文治3・2・11〕藤原兼実隨身。〔左番長〕。滝口と亂乱す。〔玉葉〕同3・11・29〕滝口と亂乱の作により、過失無しといえども兼実により追却される。〔玉葉〕同3・11・26〕	兼景〔一〕	在：〔玉葉〕文治3・5・18〕
						兼景〔一〕	
						兼景〔一〕	
文治4年(1188)	兼綱武〔一〕	在：藤原兼実隨身。〔玉葉〕文治4・1・1〕			在：藤原兼実隨身。〔玉葉〕文治3・3・1〕/臨時長人長を仰せらる。〔玉葉〕同3・3・13〕	兼景〔一〕	
文治5年(1189)	兼綱武〔一〕	在：〔玉葉〕文治5・10・29〕藤原兼実隨身。〔玉葉〕同5・12・14〕			在：藤原兼実隨身。〔玉葉〕文治5・10・30〕	兼景〔一〕	
						兼景〔一〕	
建久元年(1190)	兼兼平〔一〕	任：〔右侍生〕。源頼朝の隨身とせんかため、院の御せにより番長に任ず。〔吾業〕建久1・11・26〕左近侍生より左近番長に任ず。同月9日、離職。〔百練〕建久1・12・1〕/左侍生たるも清兼により番長となす。〔吾業〕同1・12・1〕				兼景〔一〕	
						兼景〔一〕	
建久4年(1193)						兼景〔一〕	
建久5年(1194)	兼綱武〔一〕	在：藤原兼実隨身。〔玉葉〕建久5・4・17〕/殿下左番長。同姓同名の人物が右近侍生にあり。〔百練〕同5・4・18〕				兼景〔一〕	
建久6年(1195)						兼景〔一〕	
建久7年(1196)	兼清景〔一〕	在：〔殿下左番長〕。〔百練〕建久7・4・14〕/〔明月〕同7・4・24〕				兼景〔一〕	
	兼清景〔一〕					兼景〔一〕	
	兼清景〔一〕					兼景〔一〕	
建久8年(1197)						兼景〔一〕	

建久9年(1198)	藥輔次〔一〕	在：〔賴繼〕につくる。(明月)建久9・1・19/後鳥羽上皇隨身か。(三長)同9・1・21/〔百襲〕同9・4・18/左近衛府騎射荒手結・真手結に載る。(猪隈]同9・5・3・5・5)	中臣近春〔一〕	任：中臣近武子。番長に任ず。(明月)建久9・1・19/後鳥羽上皇隨身か。(三長)同9・1・21/殿右番長馬羽上皇隨身。落馬し死去。(百襲]建仁3・5・27)		
	下毛野武守〔一〕	在：藤原良経隨身。「本殿下取次下府生」。「武藏」につくる。(三長)建久9・1・19/藤原家軍の隨身とするため番長に任ず。(明月]同9・1・22/家実上臈隨身〔猪隈]同9・5・3)	安那貞行〔一〕	在：(移能]後鳥羽院甲)		
	下毛野種武〔一〕	在：左近衛府騎射荒手結・真手結に載る。(猪隈]建久9・5・3・5・5)				
	中臣近元〔一〕	在：左近衛府騎射荒手結・真手結に載る。(同上)				
	藥公元〔一〕	在：左近衛府騎射荒手結・真手結に載る。(同上)				
	下毛野頼久〔一〕	在：〔猪隈]建久9・3・30/在：左近衛府騎射荒手結・真手結に載る。(猪隈]同9・5・3・5・5)				
	藥末友〔一〕	在：(移能]後鳥羽院甲/左近衛府騎射荒手結・真手結に載る。(猪隈]建久9・5・3・5・5)				
	藥清景〔一〕	在：左近衛府騎射荒手結・真手結に載る。(猪隈]建久9・5・3・5・5)				
	下毛野物信〔一〕	在：下藏。(明月]建久9・1・19/左近衛府騎射荒手結・真手結に載る。(猪隈]同9・5・3・5・5)				
	下毛野友正〔一〕	在：左近衛府騎射荒手結・真手結に載る。(猪隈]建久9・5・3・5・5)				
正治元年(1199)	藥兼肇〔一〕	在：源通親隨身か。(明月]正治12・22)	藥武澄〔一〕	在：源通親隨身か。藥兼澄子。(明月]正治12・22)	中臣近春〔一〕	在：(玉葉]正治11・27)
	下毛野種武〔一〕	在：左近衛府騎射荒手結に載る。(猪隈]正治9・5・3)	藥行弘〔一〕	在：(猪隈]正治1・5・9)	下毛野武守〔一〕	在：藤原家実隨身か。(猪隈]正治1・6・22)
	中臣恒元〔一〕	在：左近衛府騎射荒手結に載る。(同上)				
	藥公元〔一〕	在：左近衛府騎射荒手結に載る。(同上)				

	藥類次〔一〕	在：左近衛府騎射荒手結に載る。 〔猪隈〕正治9・5・3/後鳥羽上皇隨身。 〔猪隈〕同1・5・9/〔玉葉〕同1・11・27				
	下毛野頼久〔一〕	在：左近衛府騎射荒手結に載る。 〔猪隈〕正治9・5・3				
	藥末友〔一〕	在：左近衛府騎射荒手結に載る。 〔同上〕				
	藥清景〔一〕	在：左近衛府騎射荒手結に載る。 〔同上〕				
	下毛野勘直〔一〕	在：左近衛府騎射荒手結に載る。 〔猪隈〕正治9・5・3/右番長。源通親隨身。 〔猪隈〕同1・5・9				
	下毛野友正〔一〕	在：左近衛府騎射荒手結に載る。 〔猪隈〕正治9・5・3				
	下毛野久武〔一〕	在：「番長」。藤原家某隨身か。 〔猪隈〕正治1・6・25/左近番長。 〔猪隈〕同1・7・13				
正治2年(1200)	藥類次〔一〕	在：〔猪隈〕正治2・4・24/後鳥羽上皇隨身。 〔猪隈〕同2・5・9	中臣近春〔一〕	在：〔猪隈〕正治2・4・24/後鳥羽上皇隨身。 〔猪隈〕同2・5・9、〔明月〕同2・11・21	中臣武直〔一〕	在：藤原通親隨身。 〔猪隈〕正治2・4・24
	下毛野久武〔一〕	在：藤原家某隨身。 〔猪隈〕正治2・5・9	藥行弘〔一〕	在：〔猪隈〕正治2・5・9		
	藥兼峯〔一〕	在：藤原良経隨身。 〔同上〕			下毛野久武〔一〕	在：藤原家某隨身。 〔猪隈〕建仁・5・10
建仁元年(1201)					藥清景〔一〕	在：〔明斯〕
	藥類次〔一〕	在：後鳥羽上皇隨身。 〔猪隈〕建仁2・3・24/〔明月〕同2・4・23/〔院〕。 〔猪隈〕同2・3・26	中臣近春〔一〕	在：〔明月〕建仁2・4・23		
	下毛野久武〔一〕	在：鳥羽殿敷馬において「年乘藤原」上番者也。 〔明月〕建仁2・3・24/藤原家某隨身。 〔猪隈〕同2・3・24、3・26	下毛野教秀〔一〕	在：左近に渡る。御幸坂隨身とする。 〔猪隈〕建仁2・3・23		
			藥行弘〔一〕	在：〔明月〕〔猪隈〕建仁2・3・24/〔猪隈〕同2・3・26		
			藥武澄〔一〕	在：藤原兼基隨身。 〔猪隈〕建仁2・3・24、3・26		
建仁2年(1202)						

建仁3年(1203)		下毛野武員(一)	在：「(明月)建仁2・3・26/藤原基通隨身。〔猪鬣〕同2・3・26)			
	(姓不詳) 種武(一)	中臣近春(一)	在：「(明月)建仁3・4・23/父近武・母之一子也。〔明月〕同3・5・27/落馬により死去。〔明月〕同3・5・28/後鳥羽上皇隨身。〔騎揚馬不埵〕落馬により21歳で死去。中臣近武子。〔猪鬣〕同3・5・28)		種麿武次(一)	任：春日館の琴持とするため左近衛より番長に任ず。〔猪鬣〕建仁3・7・11)
	兼頼次(一)	(姓不詳) 久満(一)	在：「(院)右番長。〔明月)建仁3・7・16)	在：「(院)右番長。後鳥羽上皇隨身。〔新田]馬芸第十四・三六六)		
元久2年(1205)					兼行弘(一)	在：「(本侍)番長。〔明月)元久2・4・22)
建永元年(1206)	下毛野武宗(一)	兼久清(一)	在：後鳥羽上皇隨身。〔猪鬣〕建永1・4・22)	在：後鳥羽上皇隨身。〔猪鬣〕建永1・4・22)	兼兼兼(一)	在：「(三長)建永1・6・20/藤原良経隨身。〔三長]同1・7・20)
		下毛野種武(一)	在：藤原家次隨身。(同上)			
承元元年(1207)	兼頼次(一)	兼久清(一)	在：後鳥羽上皇隨身。〔明月)承元1・3・7/〔院)左番長。〔明月)同1・4・16)	在：後鳥羽上皇隨身。〔明月)承元1・3・7/〔明月)同1・4・16)	下毛野武平(一)	在：「(大将)番長。〔明月)承元1・4・16)
					(姓不詳) 種久(一)	在：「(大将)番長。(同上)
					兼兼兼(一)	在：「(明月)承元1・11・20)
承元2年(1208)	下毛野武宗(一)	下毛野種武(一)	在：藤原家次隨身。〔猪鬣]承元2・4・8/藤原家次上皇隨身。〔猪鬣]同2・11・27)	在：藤原家次隨身。〔猪鬣]承元2・4・8)	兼兼兼(一)	在：「(左大将)兼兼兼]〔左大将)藤原道家。(明月)承元2・4・23)
承元3年(1209)	兼頼次(一)		在：「(猪鬣]承元3・5・9)		下毛野種武(一)	在：藤原家次隨身。後鳥羽上皇の智茂祭見物において、久武・種武を遣わすへ吉の御せあり。〔猪鬣]承元3・4・19)
	下毛野武頼(一)		在：「(玉蕊]承元3・3・23)		兼兼兼(一)	在：藤原道家隨身。(玉蕊]承元3・3・23)
承元4年(1210)	兼久任(一)		任：武澄上却により番長に任ず。〔御即位)中奉警衛兼頼]承元四年)		兼兼兼(一)	在：「(玉蕊]承元4・2・10/藤原道家隨身。(玉蕊]同4・3・29)
建暦2年(1212)	兼兼兼(一)		在：「(左大将)番長]〔左大将)藤原道家。(明月)建暦2・1・9)		兼種文(一)	在：「(明月)建暦2・5・9/〔相国)兵仗官入。兼頼武身。(明月)同2・7・2/〔玉蕊]同2・10・28)
	兼久清(一)		在：「(明月)建暦2・4・21/後鳥羽上皇隨身。〔玉蕊]同2・4・21)		兼経種(一)	在：「(番長)〔巨鍾]につぐる。(玉蕊]建暦2・10・28)

	<p>秦賴峯(一)</p> <p>在：土御門上皇隨身。(「玉蕊」建曆2・4・21)</p>				下毛野貞武(一) <p>在：(「玉蕊」建曆2・10・28)</p>	
建保元年(1213)	<p>秦賴武(一)</p> <p>在：「左大将番長」(左大将藤原道家)。(「百歳」建保1・4・14)/御隨身。(「明月」同1・4・11)</p>	秦兼広(一)	在：院右番長。(「百歳」建保1・4・14)	秦清広(一)	在：下藤。(「百歳」建保1・4・14) <p>在：「源実朝」につくる。(「明月」同1・5・9)</p>	
建保5年(1217)				秦賴盛(一)	在：「頼隆」につくる。土御門上皇隨身。(「誓願」馬雲第十四・三六八)	
建保6年(1218)				秦賴峯(一)	在：源実朝隨身。(「吾妻」建保6・27)	
承久元年(1219)				下毛野敦秀(一)	在：源実朝隨身。(「吾妻」承久1・27)	
承久2年(1220)	<p>下毛野俊盛(一)</p> <p>在：膳射射手習礼。(「玉蕊」承久2・3・13)</p> <p>秦知中(一)</p> <p>在：膳射射手習礼。(同上)</p> <p>秦信種(一)</p> <p>在：膳射射手習礼。(同上)</p> <p>攝磨長氏(一)</p> <p>在：膳射射手習礼。(同上)</p>	<p>秦實俊(一)</p> <p>在：膳射射手習礼。(同上)</p> <p>下毛野親尚(一)</p> <p>在：膳射射手習礼。(同上)</p> <p>秦康長(一)</p> <p>在：膳射射手習礼。(同上)</p> <p>下毛野家職(一)</p> <p>在：膳射射手習礼。(同上)</p>	<p>秦武信(一)</p> <p>在：「右大将番長」(右大将藤原公経)。(「玉蕊」承久2・4・14)</p>	<p>秦武信(一)</p> <p>在：「右大将番長」(右大将藤原実氏)。(「明月」嘉祿1・11・25)</p>	<p>秦久胤(一)</p> <p>任：秦種文番長を符子の替として番長に任ず。(「明月」嘉祿1・10・4)</p> <p>秦武信(一)</p> <p>在：「右大将番長」(右大将藤原実氏)。(「明月」嘉祿1・11・25)</p>	<p>秦種文(一)</p> <p>在：左近少。(「明月」嘉祿1・5・5)</p>
嘉祿元年(1225)						
嘉祿2年(1226)				秦武信(一) <p>在：(「明月」安貞1・1・3)</p>	<p>秦武信(一)</p> <p>在：(「明月」安貞1・12・14)</p>	
安貞元年(1227)	<p>下毛野武俊(一)</p> <p>在：「故左府番長」(故左府藤原公継)。(「明月」安貞1・12・14)</p>			佐伯武子(一)	在：(「明月」安貞1・12・14)	
寛喜元年(1229)	<p>(姓不詳)兼期(一)</p> <p>在：「召次長を望む」。(「明月」寛喜1・12・1)</p> <p>秦賴種(一)</p> <p>在：兼業友任右府生により左番長に渡さ。(「明月」寛喜1・12・26)</p>	<p>秦武信(一)</p> <p>在：「召次長を望む」。(「明月」寛喜1・12・1)/右大将番長「(右大将藤原実氏)。(「明月」同2・12・5)</p>	<p>秦賴峯(一)</p> <p>在：(「明月」寛喜1・3・22)</p>	<p>秦久清(一)</p> <p>在：「番長兄弟久清頼隆子」。(「明月」寛喜1・6・14)/任左府生少。(「明月」同1・12・5)/左近年貢を運む。(「明月」同2・12・2)/勅定により左近年貢御車副管領事を仰せらる。(「明月」同2・12・5)</p>		

寛喜2年(1230)	中臣近光(一)	在：隨身。〔玉蕊〕寛喜1・3・1)/〔明月〕同1・10・27)			兼利(一)	在：〔明月〕寛喜1・10・27)
	兼頼種(一)	在：〔殿下近衛番長(殿下藤原道家)。(明月〕寛喜2・2・11)			兼武信(一)	在：〔明月〕寛喜2・2・11)/〔右大將番長(右大將藤原美民)。(明月〕同2・2・23)
寛喜3年(1231)	兼頼兼(一)	在：〔右大將兼番長(右大臣藤原教美)。(明月〕寛喜2・2・11)/〔左大將番長(左大將教美)。(明月〕同2・2・23)/〔明月〕同2・2・24)			下毛野季武(一)	任：〔殿下近衛一燈(殿下藤原道家)・近衛より番長に任ず。(明月〕寛喜2・11・5)
	兼頼種(一)	在：〔明月〕寛喜3・2・12)	兼利(一)	在：藤原道家隨身。(〔民経〕明月〕寛喜3・2・12)/藤原道家隨身。〔左近番長上。(明月〕同3・4・17)/〔左番長上。(明月〕同3・7・6)/兼後につくる。(〔民経〕同3・7・12)	下毛野武任(一)	在：藤原兼経隨身。(〔民経〕寛喜3・5・19)
天福元年(1233)			兼久則(一)	在：藤原道家隨身。(〔民経〕寛喜3・4・17)/〔清来子]。(明月〕同3・7・6)/〔阿白藤原教美)。(明月〕同3・7・15)		
			兼久則(一)	在：後醍醐天皇隨身。(〔民経〕天福1・1・13)/〔隆上。(明月〕同1・4・26)/〔御親河上皇隨身。〔右番長上。(〔民経〕同1・5・9)	(姓不詳) 弘隆(一)	在：〔明月〕天福1・7・27)
嘉禎元年(1235)					兼弘澄(一)	在：〔広澄]につくる。人長。(〔民経〕天福1・2・4)/人長。(〔民経〕同1・4・17)/〔大將殿上。(明月〕同1・4・26)/〔左大將番長上(左大將藤原良兼)。(〔民経〕同1・5・9)/人長。(〔智寺]弘神事次第)
					兼久則(一)	在：御隨身。(〔明月〕嘉禎1・10・14)
嘉禎3年(1237)	下毛野武俊(一)	在：〔玉蕊〕嘉禎3・3・5)	下毛野武俊(一)	在：〔玉蕊〕嘉禎3・3・5)		
	兼兼雄(一)	在：隨身。(〔玉蕊〕曆仁1・4・10)	兼久頼(一)	在：隨身。(〔玉蕊〕曆仁1・3・22、4・10)	兼頼種(一)	在：〔玉蕊〕曆仁1・4・10)
仁治3年(1242)	兼頼兼(一)	在：隨身。(同上)	兼久則(一)	在：隨身。(〔玉蕊〕曆仁1・4・10)		
	寂安光(一)	在：〔民経〕仁治3・1・20)	拍友恒(一)	在：〔民経〕仁治3・1・20)	兼久則(一)	在：御隨身。(〔寛頼〕仁治3・3・29)/上皇隨身。(〔荒原〕仁治3・3・29)

寛元 4年 (1246)	素頼方(一)	在：後醍醐上皇隨身。「元府官人、大炊御門前内大臣維色長」、「頼孝子。〔公光〕寛元4・2・1、「洞院」御脱履記」後醍醐/後醍醐上皇隨身。「頼孝子」。〔為経〕寛元4・2・13)/後醍醐上皇隨身。〔経俊〕同4・2・16)/上臈御隨身。〔公光〕同4・2・16)/御座御覽にて「空置非無輿上」掲げ上。「為経」同4・2・17)/後醍醐上皇隨身。〔葉黄〕同4・3・27)/〔葉黄〕同4・4・27)	素久頼(一)	在：後醍醐上皇隨身。「元内大臣官人」、「久員子。〔公光〕寛元4・2・1、「洞院」御脱履記」後醍醐/後醍醐上皇隨身。「為経」寛元4・2・13)/後醍醐上皇隨身。〔公光〕同4・2・16)/上臈御隨身。〔葉黄〕同4・3・17)/〔葉黄〕同4・4・27)/〔實茂〕同4・4・29)	素久季(一)	在：藤原実経上臈隨身也。(「葉黄」寛元4・1・28)
治元元年 (1247)			素久頼(一)	在：〔葉黄〕宝治1・1・26)/「院右番長。後醍醐上皇隨身也。〔葉黄〕同1・5・9)/「左番長」。〔葉黄〕同1・5・21)	素雅方(一)	在：〔藤原〕宗子内親王)
			素頼方(一)	在：「院右番長上。後醍醐上皇隨身也。〔葉黄〕宝治1・5・9)/「左近番長」。左近将曹素久員死去に上9、左近番長より右近将生に任ず。〔葉黄〕同1・5・21)	(年不詳) 兼雄(一)	在：〔経俊〕宝治1・12・21)
			下毛野武敏(一)	在：「撰致右番長上。藤原兼経隨身也。〔葉黄〕宝治1・5・9)		
宝治 2年 (1248)	素久頼(一)	在：後醍醐上皇隨身。〔葉黄〕宝治2・1・1)後醍醐上皇隨身。〔宇治〕同2・2・21)	素弘方(一)	在：後醍醐上皇隨身。〔葉黄〕宝治2・1・1)後醍醐上皇隨身。〔宇治〕同2・2・21)		
	下毛野武行(一)	在：後醍醐上皇隨身也。(「葉黄」宝治2・3・13)				
年不詳	良貞仁(正六位上)	在：「野大田正六位上良貞仁(左近将良勢)」(年不詳)。(「大田」第五[語南兼国])				
<b>左右近衛府業主</b>						
和暦(西暦)	左近衛業主	備考・出典	右近衛業主	備考・出典	左右不詳	備考・出典
長徳 4年 (988)	素武扶(一)	在：素主代。蘇所仁入。〔権記〕長徳4・12・5)				

長和 2年 (1013)						身入部保武(一)	在：六人部保武と同一か。身入部仲重子。(「集載」〔小右〕長和2・5・4) / 御馬騾に任ず。(「小右」長和2・9・13)
						常澄兼清(一)	在：〔小右〕長和2・3・10)
						岡田謙延(一)	任：藤原実資隨身を止むか。(「小右」長和2・9・10)
						身入部保武(一)	在：六人部保武と同一人物か。ただし六人部保武は治安元年時は近衛。(「小右」長和3・6・10)
長和 3年 (1014)						多為孝(一)	在：物部。(「小右」長和3・12・2)
						清原助親(一)	在：物部定書に載る。(「小右」長和3・12・4)
						玉手信綱(一)	在：業主代。物部定書に載る。(「小右」長和3・12・4)
						身入部保武(一)	在：六人部保武と同一か。(「小右」治安3・7・19)
治安 3年 (1023)						玉手信綱(一)	在：業主代。右近か。春日権院遺立の功により番長に任ず。(「小右」治安3・12・5)
						上毛野重基(一)	任：右近か。梶場舎・馬留舎など遺立の功により近衛より業主に任ず。馬場阿蘇。(「小右」治安3・12・5)
年不詳	下毛野武近(一)	在：御隨身。(「洞院」〔御隨身〕)	秦久有(一)	在：御隨身。(「洞院」〔御隨身〕)			